

## TOEFLアライアンス規定

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この研究会は、「TOEFLアライアンス」と称する。

#### (事務局)

第2条 この研究会の事務局を当面の間、大阪府立和泉高等学校に置く。

#### (目的)

第3条 この研究会は、非営利を旨とし、会員相互のTOEFL®テスト (Test of English as a Foreign Language) 指導に関する情報共有を図り、日本の若者の実践的な英語力の伸長に寄与することを目的とする。

#### (活動の種類)

第4条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) TOEFL®テストの内容の分析
- (2) TOEFL®テストの指導法の開発及び情報共有
- (3) TOEFL®テスト指導に係る教材開発及び情報共有
- (4) TOEFL®テストの受験戦略に関する情報共有
- (5) その他、この研究会の目的達成のために必要な活動

#### (事業の種類)

第5条 この研究会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会議（原則年1回）の実施
- (2) 研究成果の報告書の作成及び公表（ただし、会員のみ公表する場合もあり得る）
- (3) 公開授業（模範授業も含む）の実施
- (4) 情報の公開（ホームページ等の運用）
- (5) その他、この研究会の目的達成のために必要な事業の実施

### 第2章 会員

#### (種別)

第6条 この研究会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 団体会員 この研究会の目的に賛同して入会した教育機関または研究機関
- (2) 個人会員 教育機関または研究機関に所属し、かつこの研究会の目的に賛同して入会した個人

#### (入会)

第7条 入会しようとする団体または個人は、所定の手続きにより事務局に入会を申請し、事務局の承認を得なければならない。

(入会金、会費及び諸費用)

第8条 当面の間、入会金および会費は徴収しないが、以下は会員負担とする。

- (1) 会議出席に係る費用（交通費および宿泊費等）
- (2) 会議開催機関が徴収を必要と判断した資料代等（講師謝金等を含む）

(退会)

第9条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局の判断により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、決定前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規定に違反したとき
- (2) この研究会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

### 第3章 規定の変更及び解散

(規定の変更)

第11条 この規定は、会員の2分の1以上（個人および団体とも1票の権限を有する）の賛同を得た場合に変更することができる。

(解散)

第12条 この研究会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (2) 会員の欠亡

附則1. この規定は平成26年4月1日から施行する。